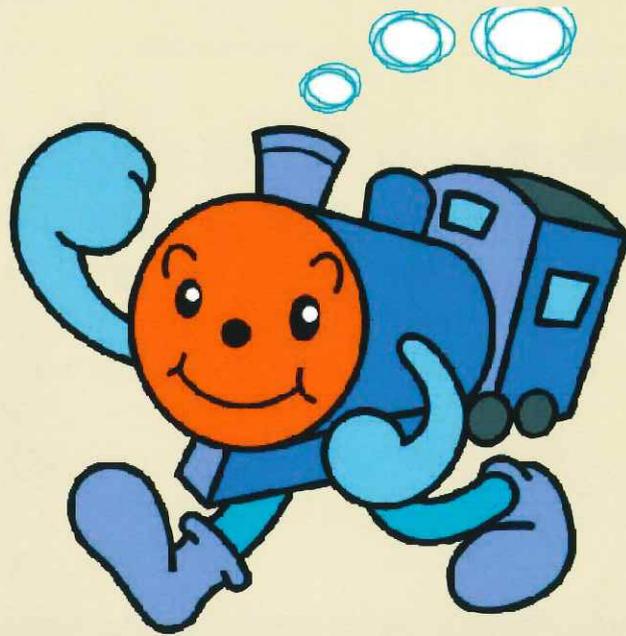


て き な
す ま ち に



じんけんポップポちゃん

2008(平成20)年3月発行
野洲市
野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会



* 発刊にあたって

本市においては、人権を尊ぶ文化を育て、環境への負荷を減らして豊かな自然を未来に継承するライフスタイルの確立を目指し、『人権』と『環境』を重視したまちづくりを進めてきました。こうした基本的な考え方にに基づき、本誌はさまざまな啓発教材を掲載してきました。

今回は、まず最近見直しが進んでいる『部落史』を取り上げました。子どもたちが、今学校で学んでいる内容を掲載しています。二つ目は、「『ほほえみ・ときめき』の野洲市のまちづくりを！」の学習教材を用意しました。

ぜひ、ご一読いただき、研修等に活用いただければ幸甚に存じます。

2008（平成20）年3月

野洲市長	山崎 甚右衛門
野洲市教育委員会 教育長	大堀 義治
野洲市人権啓発推進協議会 会長	富田 多恵子

目次

野洲市『人権尊重のまち』宣言

- 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言 …… 1
- Ⅰ 部落史の見方が変わってきました …… 2
- Ⅱ 「ほほえみ・ときめき」の野洲市のまちづくりを！ …… 11
- Ⅲ 2007年度人権尊重をめざす人権作品紹介 …… 17

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかけ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」

平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

I

部落史の見方が変わってきました

～子どもたちも学んでいる新しい部落史～

近年、部落史の研究が進み、教科書の記述も大きく変わってきました。

その一例として、教科書から「土農工商」という記述がなくなったことがあげられます。

現在の20歳代より年長の方は、小学校の歴史学習の中で、江戸幕府は「土農工商」の身分制度を定め、さらにその下に「低い身分」を設けましたと学習してきました。しかし、このような考え方は、部落史の研究が進んだ結果、現在では「正しくない」と考えられています。また、現在の教科書は、差別された人々の視点から部落の歴史が記述されるようになってきました。



人々がなぜ差別してきたのかという視点で部落問題をとらえ直そう！

(差別する人がいるから、差別がある。)

1 中世(鎌倉、室町時代)の差別

【中世の人々が怖れたケガレ】



などなど

占いや呪いに頼っていたこの頃は自然災害や病気、死などは人間の知恵のおよばないもの(「正常でない意識してしまう状態」= (ケガレ))として怖れました。また、ケガレは病気のようにうつる(伝染する)と考えられていましたから、「ケガレがうつるとケガレた状態を正常な状態に戻さなければならない」「ケガレがうつらないようにする」こと(キヨメ)が必要だと考えられました。

キヨメとは・・・



などなど

中世になると様々な形でこのキヨメにかかわる人々が現れてきました。

当時の人々はケガレに接触し、これをキヨメるためには特別な能力が必要だと信じていました。しかし、そのことはキヨメにかかわる人たちを自分たちと異なる存在として怖れることにつながり、次第に生活面など日常の交流の場から排除するようになっていきました。

また、この「ケガレ意識」は、個人個人だけがそう思うのではなく、社会全体の見方（社会の規範）になっていきます。



中世の「差別された人々」は「ケガレ意識」により忌避され社会から疎外（排除）されました。しかし、制度として差別を受けたのではありません。

造園に関して高度な技術がありながらも、差別を受ける社会の中で生きた「銀閣寺と又四郎」という教材です。市内の小学校6年生がこの教材で学んでいます。

銀閣寺と又四郎

室町時代、庭造りの名人といわれた「善阿弥」という人がいました。八代将軍足利義政も、彼の技術をこよなく愛していました。有名な銀閣寺の庭も、彼と彼の子「小四郎」そしてその孫の「又四郎」の三代によって完成されたと言われています。善阿弥の孫「又四郎」という人も、また祖父と同じように庭造りの名手であり、その技術は高く認められていました。

ある日、彼は、相国寺の「周麟」という親しいお坊さんに次のようなことをつぶやきました。「私は、人々から差別される立場にあることを心から悲しいと思う。」

(小学校6年野洲市における実践事例から)

差別を受けた人々が携わっていた庭園づくりの優れた技術や業績は現在もすばらしい文化や芸術として残されています。しかし、当時はこの人々が差別を受けていたことを忘れてはなりません。



中世の差別の主な要因は「ケガレ意識」です。

- ①ケガレは単なる汚れではなく、死を怖れる気持ちや天変地異を畏れる気持ちなどでした。
- ②そうしたケガレにかかわる人々を自分たちと異なる存在として排除する見方や考え方が社会の中で一般的な考え方になっていきました。

現在も、一つの価値観でだけものを見たり、決め付けた判断をしていないだろうか？



2 近世(江戸時代)の差別

これまで、私たちは『農民たちに上見て暮らすな、下見て暮らせ』と思わせるために身分制度がつくられた』と教わってきました。その結果「部落」を「下」の存在としてとらえていました。しかし、最近の研究では従来の「下」という見方ではなく「社会の枠外」として差別を受けていたことが明らかになっています。(p.6 図1 参照)

その根拠になるのは、中世から続いている「ケガレ意識」です。中世に差別を受けていた人たちのすべてではありませんが、近世においても差別の対象とされ、次第に身分が固定化されていきました。



差別された人々の作った雪駄^{せった}を買ったり、差別された人々の演じる芸能を見たり、差別された人々を村はずれに住ませ自分たちの村の警護をしてもらったりしましたから、経済的、文化的な交流がありました。

当時の人々が避けたのは、「同じ火で料理したものを食べること」「同じ食器を使うこと」「同じ住居に住むこと」「部落の人と結婚すること」というものでした。これは「ケガレ意識」からくる「差別された人々を避けるという(忌避)意識」そのものだったのです。

もう一つ私たちが持っている意識として「部落は貧しい」という見方があります。近年の研究では、江戸時代の部落は決して貧しくなかった、むしろ、村全体としては近隣の村より豊かであったところがたくさんあることが、全国各地での研究から明らかになっています。

その一例として

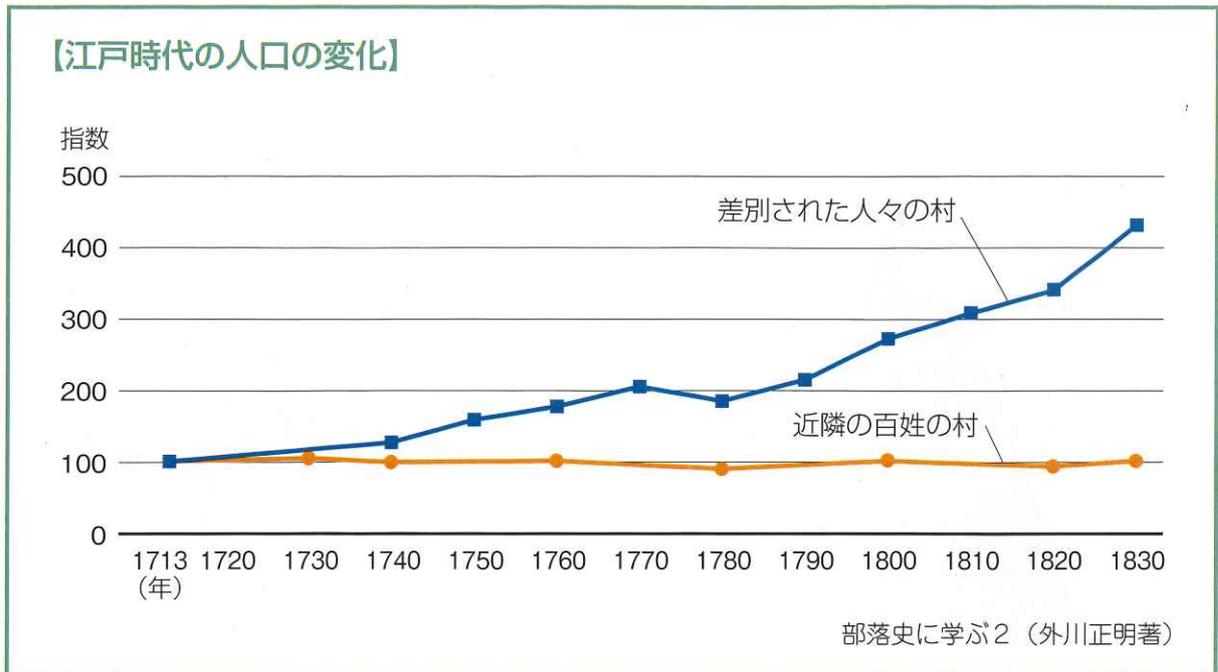


江戸時代、さかんに伊勢参りをするようになりました。今でいえば村をあげての団体慰安旅行ということになります。多額の費用が必要で、大きなイベントだったと思われます。

京都天部村の被差別部落の人々が21人もの団体で何日もかけて伊勢参りをしています。貧しければ伊勢参りもできなかつたはずで。

このような事例を示す資料が数多く発見されています。

また、江戸時代の後半から日本の人口は横ばいの状況にありますが、部落では人口が増加しています。天候や自然現象に大きく左右される農業中心の村に対して、農業の収入だけでなく芸能や手工業などでの収入のある部落は、経済的に豊かであったと考えられます。



このように、部落に対する差別は、貧しいからとか下の身分であったから差別をされたのではなく、民衆の中にある中世から続いている排除や忌避の差別意識が大きく影響しているものでした。

3 士農工商という身分制度は存在しませんでした

江戸時代の身分は、武士と百姓・町人に大きく分かれていました。また、それぞれの身分内に階層や序列がありました。この「百姓」という身分は、農民のことを意味するものではなく、村に住むすべての人々を意味する言葉でした。当然のことながら村は、農業をしている人だけから成り立っていたわけではなく、酒造り（製造業）や商人、あるいは医者や職人、漁師なども村に住んでいて、その人別帳（宗門人別帳 p.7 参照）に加えられていれば百姓身分だったのです。

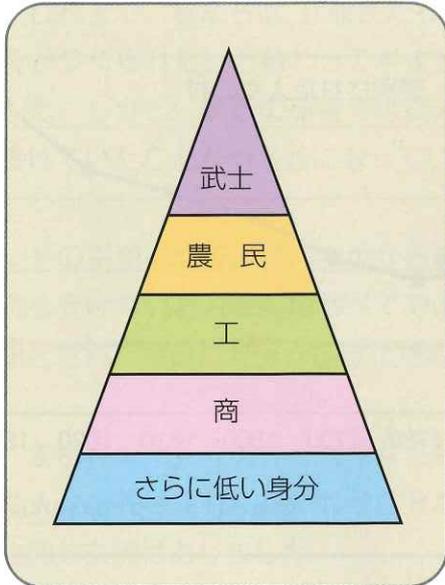
「町人」身分も同じでした。「町人」は商人と職人などからなり主に城下町などの都市に住んでいました。

江戸時代「武士」は「百姓」だけを支配していたわけではありません。「町人」も直接に支配していました。となると「百姓」と「町人」は、ともに武士から支配されるという同列の関係ということになります。(p.6 図1 参照)

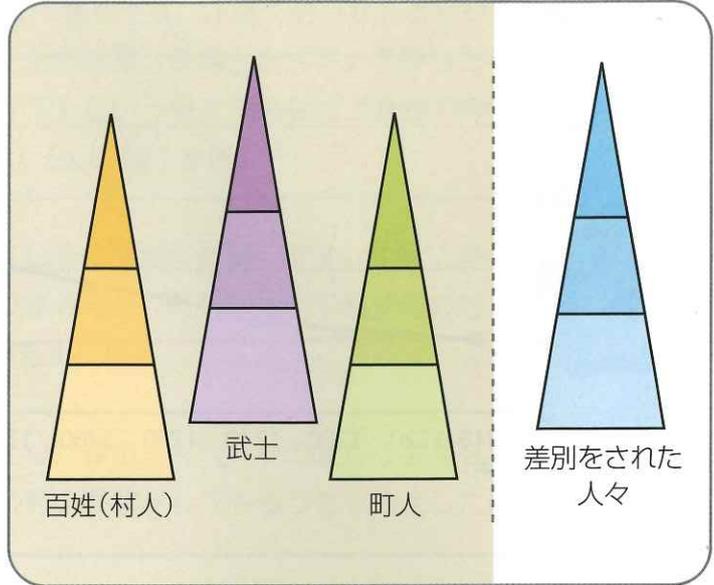
こうして、江戸時代の主な身分は、「百姓」「町人」に「武士」を加えた三身分が中心でした。

図1

従来の方



新しい方

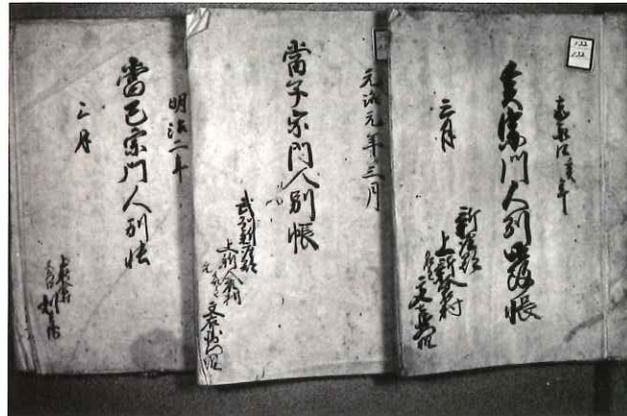


- **武士には**、上は将軍から下は足軽まであり、藩ごとにも様々な呼称と階層がありました。島津藩では、殿様から家老、足軽まで200ほどの階層があったことが知られています。
- **百姓は**、全人口のおよそ85%をしめ、土地をもつ本百姓と土地をもたない水のみ百姓との区別がありました。本百姓のなかから庄屋・組頭・百姓代などの村役員を出し、寄合いによって村を運営しました。また、水のみ百姓とは、土地を持たない百姓のことで、決して貧しいことを意味するものではありませんでした。
- **町人には**、地主・家持^{いえもち}と地借^{じがり}・店子^{たなご}などの区別がありました。また、職人の親方と弟子、商家の主人と奉公人、そして奉公人にも、番頭、手代^{てっぢ}、丁稚などの序列がありました。



【「士農工商」とは？】

「士農工商」とは、今から3000年も前に使われていた古代中国の「民」の職業を列挙した四字熟語です。本来は「民衆全体」「人間一般」を表す言葉であり、江戸時代の身分制を表すものとして生まれた言葉ではなかったのです。



徳川幕府はキリスト教を禁止し、すべての人がどこかの寺に属するよう定めて登録させました。その登録簿が宗門人別帳です。

人別帳には、どの檀家であるかを寺が証明しています。さらに、家族全員の名前、年齢、続柄なども記載されていて、現在の戸籍の役割も果たしていました。流動的だった身分を次第に固定化させる要因となりました。

【写真は、宗門人別帳；和光市教育委員会所有】



- ①士農工商という身分制度はもともと存在しなかった。
- ②武士、百姓、町人の三つの身分が主に存在し、それぞれに階層があった。
- ③三つの身分のほかに「差別された人々」がいた。

4 部落の人々の^{なりわい}生業と文化はどんなものだったのでしょうか

部落の人々は、農業、皮革業、^{せった}雪駄生産、細工物、医薬業、芸能そして、警備、清掃、犯罪人の捕縛・牢番・刑の執行など数多くの役割・仕事に携わっていました。

そして、今日の伝統文化と呼ばれる芸能、医薬業、細工物などの先駆的^{にな}役割を担ってきたのは、「差別された人々」であると言えます。

野洲市にも「兵主^{だいこ}太鼓」や「むかで太鼓」などがあります。
太鼓は現代でもなじみの深い楽器です。太鼓は歴史的に見ても神社や寺の祭事には欠かせないものでした。
牛の皮をなめして胴に張る^{わざ}技は部落の人々によって^{つちか}培われ、
伝承された日本の誇るべき技術です。



小学校6年生社会科の教科書には、現代医学のもとになった「解体新書」の翻訳のことも掲載されています。

【医学を^{ささ}支えた人々】

杉田玄白の書いた「蘭学^{らんがく}事始^{ことしじめ}」によれば、実際に解剖したのは差別を受ける身分の90歳の人でした。(なぜ、医師である玄白たちが解剖しなかったかといえば、玄白たちが「死体」に触れることを怖れたからです。)

その人のすばらしい手さばきで解剖した死体の実物を見て、「解体新書の原書の解剖図(ターヘルアナトミア)と見比べ、「ふうん、うりふたつだな」と医師たちは大変驚いたと思われる。

その人が、人間の内臓について詳しく玄白たちに教えたので、オランダ語の解剖学の本を日本語に翻訳できたのでした。

このように、「差別された人々」の存在は社会にとってまた生活にとって必要不可欠な存在でした。それでも排除を受けてきました。



- ① 部落の人々は、人々の好まない仕事を強要されたのではなく、社会的に必要な仕事や役割を^{にな}担ってきました。
- ② 部落の人々は、今日ある伝統文化のもととなる先駆的役割を果たしてきました。

5 差別法令が出されるようになりました

江戸時代の後半になると農地もあまり増えず（新田開発の停滞）、前述のとおり人口も増えない、いわば停滞の時代になりました。そういう時代になると「他人の領分は侵さない」「身分をわきまえる」ということが人の守るべき道と考えられるようになっていきました。

ところが、実際には、身分をわきまえない風潮が出てきて「身分制度」が揺らぎだしました。身分をわきまえない行為は社会を混乱させることになると思った幕府は身分の違いを強調することで封建社会の秩序の崩れを防ごうとして、差別を強要する法令を出すようになりました。

P4で京都天部村の部落の人々が伊勢参りをした話を紹介していますが、実は、この話にはもう一つこの時代を示すできごとがあります。それは部落の人々を泊めた宿屋の主人を含めてきびしく処罰がされたことです。このように差別をしなくては罰せられる時代になりました。差別はより厳しさを増したと言えます。

6 近代の部落差別

明治政府は、江戸時代の身分制を改め、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民としました。1871年（明治4年）には、「差別された人々」などの身分についても、これを廃止するという布告（「解放令」）を出しました。しかし、もとの「差別された人々」などの身分の人々に対しては、職業・結婚・居住地などの差別も根強く残されました。

【明治維新で行われたこと】

明治政府は、工業をおこし豊かな国で外国に負けない強い国をつくろうとしました。

そのため、①国際競争力…経済力、軍事力をつける。（富国強兵）

②国の方針が「すべての地方や人々に行きわたる」という中央集権国家をつくろうとした。（廃藩置県、戸籍制度）



明治政府の行った政策の結果、資金のある者は、官営工場を安い価格で払い受け、巨大財閥へと成長していきます。また、土地を買い占め富農豪農として暮らすことができましたが、資金のないものは小作人、低賃金労働者、兵士として生活を送らざるを得なくなりました。

その結果、部落はどうなったのでしょうか。

①「解放令」で、職業は自由になりましたが…

(ア) 部落の人々を排除するという社会意識は依然として根強くあったため、部落の人が自由に職業を選べる状況とはなりませんでした。

(イ) 今まで持っていた部落固有の産業に、部落外の人々（特に資金力のある企業等）が参入してきて部落の職業を奪ってしまいます。

②自由競争の中で生活基盤の弱くなった部落は貧しい人々が流入したこともあって、ますます生活が圧迫され、経済的に苦しくなっていきます。

③優劣で物事を見る考え方や衛生思想が広がりました。その結果、生活や環境が悪化していった部落に対して、さらに新たな偏見のまなざしが向けられるようになりました。

「解放令」で制度としての差別がなくなった点は評価できますが、差別をなくす根本的な解決にはなりませんでした。

むしろ今ある部落差別は、この時期から始まったと言えるのではないのでしょうか。



①解放令により「制度」としての差別はなくなりました。

②人々は従来持たされていた「ケガレ意識」に根ざした差別意識に加え、明治以降は新たな政策やものの見方、考え方の普及により、新たな差別意識を持つようになりました。

私たちが今まで学校で学んできた日本史は主に政治史でした。

そこから庶民や被差別の民の姿はなかなか見えてきません。

部落史研究が進むことにより、日本の歴史の全体像が見えてきました。

部落史から学ぶこと、それは何事においても一面的な見方ではなく全体を見る視点、すなわち偏らない見方・考え方を身につけることです。

人権尊重の視点とは偏らず多様性やちがいを認め合うことであり、ちがいによって排除・差別するのではなく、ちがいを豊かさにつなげていくことです。

それが多文化共生の思想です。

一人ひとりのちがいを認め合い、人権尊重の野洲市をつくっていきましょう。

II

「ほほえみ・ときめき」の 野洲市のまちづくりを!

私たちが、「生まれてきてよかった」「住んでよかった」といえる社会とはどんな社会でしょうか? 「一人ひとりが大切にされ、生かされる社会」であるはず。そのためには、何よりも「差別のない明るい社会」を実現することです。差別のある社会は、人を不幸にします。

まずは、差別の仕組みや人と人との関係がどうあるべきなのかを互いに学習し、差別をなくす行動を起こす必要があります。

1 「じんけん」ってなんだろう?



①人として認められる

他の人から「見下される」「さげすまれる」とどんな気持ちになりますか? とても腹が立ちませんか?

私たちは、時に過ちを犯す、人に迷惑をかけることがあります。そんなときに、それによって被害を受けた方は当然抗議すると思います。厳しい叱責の言葉もあるかもしれません。でも、ある一線を越えると許せないと逆に感じるものがあるかもしれません。こちらの非を認めるが、そこまで言われると受け入れられないという一線です。それは、人を侮蔑する言葉ではないでしょうか?

人は誰も自尊心というものがあります。それが傷つけられると、一生忘れることができない深い傷を残します。



②分けへだてなく扱われる



私たちが差別されていると実感するときは、他の人あるいは他の集団と比較して不平等な扱いを受けたときです。同じ人間なのに、なぜ、私だけが、そのような不平等な取り扱いを受けるのかと怒りの感情がわいてきます。

私たちは姿かたちをはじめみんな違っています。誰一人として同じ人間はいません。しかし、等しい権利が保障されています。

人権の核心は「尊厳」にあると考えられますが、言葉の上で尊厳を大切にしますと言われても、貧困なために今日明日の生活に困っている、子どもが学校に行けない、働く場所がないなどという実態があるとすれば、尊厳が保障されていると実感できるでしょうか？到底できません。

そういう意味では、尊厳と平等は一体で、尊厳を法的に認めるのが平等であり、等しい権利をすべての人に保障することだと言えます。

③仲間はずしがなく、共に生きる

私たちが差別されていると実感する理由の一つは、「仲間に入れてもらえない」、すなわち排除されているときです。

「排除」は、自分の意志や努力とは無関係なことで、特定の個人や、集団が一方向的に拒否されることです。そのような扱いを受けると、「自分の存在が認められている」「大切にされている」と実感することは不可能です。



私たちは、個人としても集団としてもさまざまな違いをもっています。しかし、社会の主人公としてともに生きる権利があります。それを実現するのが共生です。

2 偏見や差別は、どうして生まれるの？

① 私たちは自分自身が得た情報を知らず知らず分類整理している

私たちは、日常生活において分類して整理することを行っています。例えばたんすの引出しを使って下着やシャツや靴下などを分けて入れておくと大変使い勝手がいいのです。それと同じことが意識の中で行われています。これをカテゴリー化と呼んでいます。「入れ物」「グループ」とでも理解してください。

私たちの意識の中に、「男」「女」という言葉があります。

男という言葉の入れ物には、トイレの表示は黒とか青で表示されている、女という言葉の入れ物には、赤系統の色で表示されていると、あらかじめ入力されています。だから、私たちはトイレの色表示を見ただけで瞬時に男性用か女性用か判断できるわけです。もし、そのようなカテゴリー化が行われていないと、その都度男性用か女性用かの情報を収集して判断しないといけなくなります。

しかし、このカテゴリー化は、時によっては、偏見や差別を生み出すことがあります。例えば、現代の社会は、まだ男性中心の社会だから、会社の社長や住職は「男性」と判断したりすることがあります。



② 情報量が少ないと偏見がつくられる

私たちのある集団に対する見解が「なぜ偏^{かたよ}るのか」について考えてみたいと思います。
その一つの理由は、人間関係をウチ・ソトの関係で見ていることです。



私たちは、身内という言葉を使うように、ウチとソトという関係で生活したり、ものごとを判断したりすることが多くあります。

一般的に言って、ウチの集団とソトの集団とを比較した時、**ウチ集団に関する情報の方がソト集団の情報より多いと思います**。情報量が多いということは、それだけ総合的に判断できる可能性が高くなります。情報量が少ないと限られた情報で判断するわけですから、誤った情報をうのみにしたり、一面的になりやすく、偏^{かたよ}った見方をしてしまう確率が高くなります。相対的に情報量の少ないソト集団に偏見が生まれやすいと言えます。

③情報の質が否定的な内容だと偏見がつくられる

情報が少ないうえに、しかもその情報が否定的な印象を与えるものだったらどうでしょうか？ 私たちは、一般的に好感を感じると接近しますが、逆に嫌悪けんおを感じると遠ざかります。好感と嫌悪という感情によって近づいたり離れたりする、これが安全のための防御システムぼうえきよになっている面もありますが、偏見と結びつくと別の意味合いをもつようになります。

- ・情報量が少ない
- ・嫌悪けんおを感じる
- ・マイナスの情報がある
(犯罪等が起こる)



社会的排除
(差別行為)

私たちの意識中には、ある一定のグループに対して、一面的に決め付けたイメージを持つことがよくあります。たとえば「女の人には機械に弱い」とか「ブラジルの人には陽気でサッカーが好きだ」などという一面的なイメージをステレオタイプと呼びます。(もともとは印刷用語、印刷は同じものを大量に刷ることから、紋切り型の思考のことをステレオタイプと呼ぶようになった。)

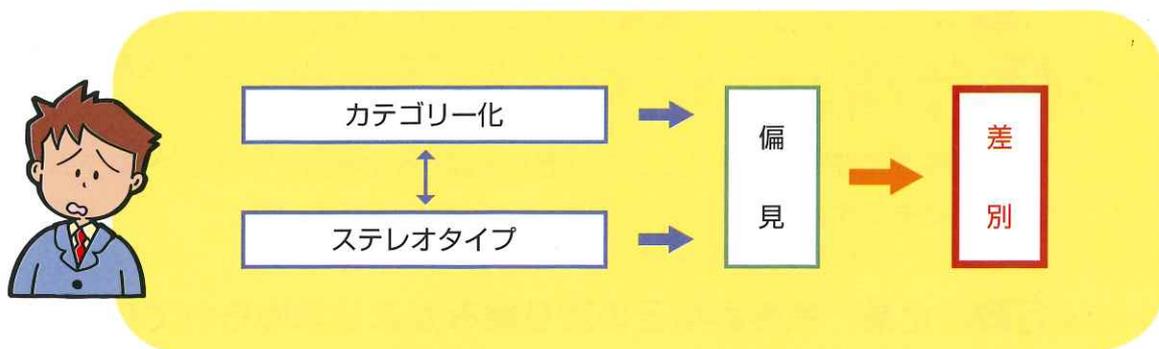
でも、実際には、「機械に強い女の人」や「陽気でないサッカー嫌いなブラジル人」もたくさんいることでしょう。

これが、「〇〇地区は…」 「〇〇地区の人は…」 というように同和地区に対するマイナスイメージで語られると、明らかに偏見が含まれていて、結果として部落差別を助長・拡散することにつながります。



ステレオタイプで、すべてものごとを判断すると、とんでもない思い違いや偏見が生まれてきます。自分自身が、情報をしっかり正確に判断することがまず大切です。

【差別意識はこのようにして生まれる】



④ 偏見や差別を断ち切るためには？

部落差別などの差別をなくすための施策として、交流・協働があります。ウチ・ソトの間にある障壁を取り除くために交流する、そのことでお互いのことをよく理解することが可能になります。また、協働することで「仲間である」という意識が生まれます。

さらに、多面的な学習が必要です。あるカテゴリーに属している人たちの中にもさまざまな違いがあることを認識し、一面的情報で決めつけることの誤りに気づくための学習です。共通している側面と異なっている側面との両方を学ぶ必要があります。

3 差別をなくすために

① まずは、正しい知識をもつことです。

「差別とは何か」をまず知ることです。また、それはどういう形であらわれているのか、こうした差別はいつ頃、なぜつくられたのか。私たちは、「ハンセン病」をよく知らないために差別した「過去」の歴史があります。一人ひとりが正しい知識をもつ必要があります。

② ハードとソフト両面から人権について考えることです。

障がいをもつ人々は「誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす」という願いをもっています。この願いは、ユニバーサルデザインのように環境を整えるだけでなく、私たちが共に生きるという意識変革や地域づくりをする必要があります。

③差別を禁止する法的措置が必要です。

「差別は許されない」という意識を個人の倫理観や人権意識にゆだねるだけでは限界があります。社会の規則として、人々に明示し、社会規範となるように世論を形成することが大切であると考えられます。

環境問題や禁煙問題と同じように、「差別意識」を生み出さない社会システムをつくっていくことが必要です。

④行政、企業、宗教界などの取り組みがより求められています。

各個人が所属している組織（会社、行政、宗教界など）の取り組みをより強化することです。「自分の働いている職場においても人権問題にとり組んでいる」という現実があれば、時代や社会の流れを印象付けることになるはずで

⑤市民相互のルールをつくることです。

「なぜ部落かどうかを気にするのだろうか」「なぜそんなことを手がかりに判断するのだろうか」「そんなことで本当に人間の値うちや幸せが図れるのだろうか」、このような論議とルールづくりが市民の間で必要ではないかと考えられます。

この新しい「ルール」が外部から押しつけられたものでなく、市民の間で創出していく必要があります。

「『じんけん』ってなんだろう？」「偏見や差別はどうして生まれるの？」
「差別をなくすために」を学習しました。差別の意識構造は理解しても、
私たちは誰でも思い込みや決め付けはあるものです。

「思いやり」「心がけ」では、差別をなくすことはできません。人権を
侵害されている人とつながり、人権を侵害されている事実を掘り下げ、
理解し共に生きようとするのが大切です。

